

別表六の二(三)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度
 連 事 業 年 度
 . . .
 . . .
 法人名

別表六の二(三)

平三十・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合には限り、この制度の適用を受けることができます。

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可	
(連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合、 別表六の二(二十六)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は 連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)			
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(三)付表「2」)	1	円	11
控除対象試験研究費の額の合計額	2	円	12
(1)のうち試験研究費の総額に係る 税額控除の対象とする特別試験研究 費の額の合計額	3	当期 税 額 基 準 額	13
控除対象試験研究費の額の合計額 (2)+(3)	4	割 合	14
増減試験 研究 費 割 合 の 計 算	5	基 合	15
増減試験研究費の額 (1)-(5)	6	計 算	16
増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7	当 期 税 額 基 準 額	17
(7) > 5% の 場 合 $\frac{9}{100} + ((7) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	8	当 期 税 額 基 準 額	18
(7) ≤ 5% の 場 合 $\frac{9}{100} - (\frac{5}{100} - (7)) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06)	9	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	19
税 額 控 除 割 合 (8)又は(9) (5)=0の場合は0.085)	10	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	20

「19」欄

試験研究費の総額に係る税額控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10578」
- ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額